

資料編

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 策定経過..... | 56 |
| 2 | 市民・事業者アンケート調査..... | 59 |
| 3 | 刈谷市環境基本条例・環境審議会規則..... | 78 |
| 4 | 解説用語索引..... | 83 |

1 策定経過

(1) 会議等開催経緯

【平成 25 年度】

| 年月日 | 会議等及び内容 |
|---------------------------------------|--|
| 平成 25 年 8 月 26 日(月) | 平成 25 年度 第 1 回 刈谷市環境審議会 第 2 次刈谷市環境基本計画について（諮問） |
| 平成 25 年 9 月 9 日(月) ～10 月 2 日(水) | 市民・事業者アンケート調査 |
| 平成 25 年 12 月 17 日(火) ～12 月 19 日(木) | 事業者ヒアリング調査 |
| 平成 26 年 1 月 22 日(水) | 協働に向けた意見交換会「協働のまつり場」（交流編） 多様な主体の連携や協働について |
| 平成 26 年 2 月 14 日(金) | 協働に向けた意見交換会「協働のまつり場」（共有編） 「（仮称）かりや環境大学」の取組などについて |
| 平成 26 年 3 月 7 日(金) | 平成 25 年度 第 2 回 刈谷市環境審議会 現況調査結果及び課題の整理、環境将来像及び政策の方向性 について |

【平成 26 年度】

| 年月日 | 会議等及び内容 |
|--|--|
| 平成 26 年 7 月 10 日(木) | 平成 26 年度 第 1 回 刈谷市環境審議会 第 2 次刈谷市環境基本計画の骨子案について |
| 平成 26 年 10 月 28 日(火) | 平成 26 年度 第 2 回 刈谷市環境審議会 第 2 次刈谷市環境基本計画のパブリックコメント案について |
| 平成 26 年 12 月 1 日(月) ～平成 27 年 1 月 5 日(月) | パブリックコメントの実施 |
| 平成 27 年 2 月 2 日(月) | 平成 26 年度 第 3 回 刈谷市環境審議会 パブリックコメント結果について 第 2 次刈谷市環境基本計画について（答申） |
| 平成 27 年 3 月 | 第 2 次刈谷市環境基本計画の策定 |

(2) 刈谷市環境審議会

【平成 25 年度】

| 役職 | 氏名 | 所属等 |
|-----|--------|----------------------|
| 会長 | 稲毛 正彦 | 愛知教育大学 教授 |
| 副会長 | 澤田 万寿男 | 愛知県地域環境保全委員 |
| 委員 | 三品 康雄 | 刈谷商工会議所 専務理事 |
| | 鈴木 雅晴 | 株式会社豊田自動織機 専務取締役 |
| | 江原 功一 | 刈谷機械工業協同組合 理事長 |
| | 早川 孝二 | あいち中央農業協同組合 刈谷地区担当理事 |
| | 山口 勝美 | 刈谷市自治連合会 会長 |
| | 鈴木 直子 | 刈谷市婦人会連絡協議会 衣裳部会計 |
| | 市川 幸宏 | 連合愛知三河西地域協議会 幹事 |
| | 塚崎 友子 | 愛知県地域環境保全委員 |
| | 笠松 信子 | 愛知県地域環境保全委員 |
| | 下村 美恵子 | 愛知県地域環境保全委員 |
| | 神谷 光俊 | 愛知県地域環境保全委員 |
| | 近藤 繁 | 愛知県西三河県民事務所 環境保全課長 |
| | 三好 正則 | 刈谷警察署 署長 |

(順不同、敬称略)

【平成 26 年度】

| 役職 | 氏名 | 所属等 |
|-------|----------|----------------------|
| 会長 | 稲毛 正彦 | 愛知教育大学 教授 |
| 副会長 | 神谷 光俊 | 愛知県地域環境保全委員 |
| 委員 | 三品 康雄 | 刈谷商工会議所 専務理事 |
| | 鈴木 雅晴 | 株式会社豊田自動織機 専務取締役 |
| | 江原 功一 | 刈谷機械工業協同組合 理事長 |
| | 加藤 勝 | あいち中央農業協同組合 刈谷地区担当理事 |
| | 早川 清巳 | 刈谷市自治連合会 会長 |
| | 今井 直子 | 刈谷市婦人会連絡協議会 衣裳部会計 |
| | 市川 幸宏 | 連合愛知三河西地域協議会 幹事 |
| | 澤田 万寿男 | 愛知県地域環境保全委員 |
| | 塚崎 友子 | 愛知県地域環境保全委員 |
| | 笠松 信子 | 愛知県地域環境保全委員 |
| | 下村 美恵子 | 愛知県地域環境保全委員 |
| | 阿部 邦夫 | 愛知県西三河県民事務所 環境保全課長 |
| 中村 隆則 | 刈谷警察署 署長 | |

(順不同、敬称略)

2 市民・事業者アンケート調査

(1) 市民アンケート調査

1) 調査概要

調査対象者 : 無作為抽出した 20 歳以上の市民 1,000 人

調査方法と期間 : 郵送配布し、平成 25 年 9 月 9 日～10 月 2 日を回答期間として郵送回収により実施。

回収結果 : 384 通 (回収率 38.4%)、H 15 年調査 (第 1 次計画策定時) より 50 歳台の割合が少なく、60 歳以上の割合が高い注。

注 : 50 歳台の割合 : H 15 年調査は 23.7%、H 25 年調査は 17.7%

60 歳以上の割合 : H 15 年調査は 28.4%、H 25 年調査は 35.1%

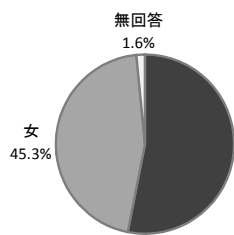


図 性別

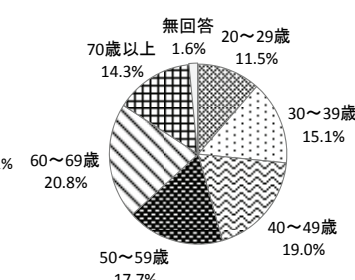


図 年齢

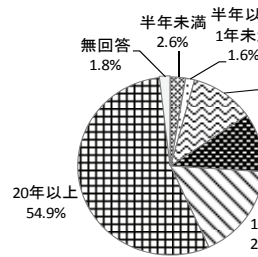


図 刈谷市での居住年数

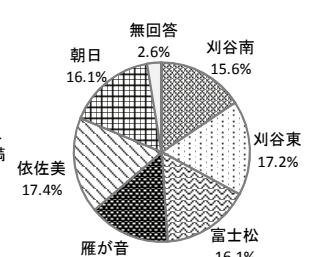


図 住まいの地区

2) 調査結果

【環境に関する意識や関心】

問 1 近年の環境の状況に対する
実感 (単一回答)

○「良くなっている」「やや良くなっている」を合わせた割合は、地域から、国、地球へと範囲が広がるほど減っている。

○H 15 年調査に比べ、地域レベルの「悪化している」「やや悪化している」を合わせた割合が 12.3 ポイント減少し、「良くなっている」「やや良くなっている」を合わせた割合が 2.6 ポイント増加しており、地域レベルの環境は改善されてきているとの回答が増えている。

○国調査(平成 24 年度 環境にやさしいライフスタイル実態調査)と比べて、地域・国・地球レベルともに、環境が良くなっていると感じている割合が多い。

○地球レベルの環境が良くなっているとの回答の割合は、H 15 年調査よりは減少したものの、国調査より多く、地球環境に対する問題意識が相対的に低い傾向にある。

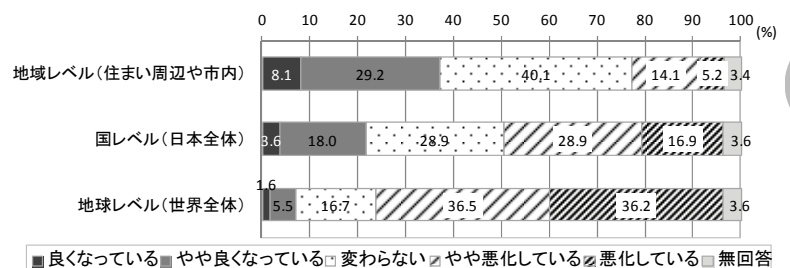


図 近年の環境の状況に対する実感 (H25年調査)

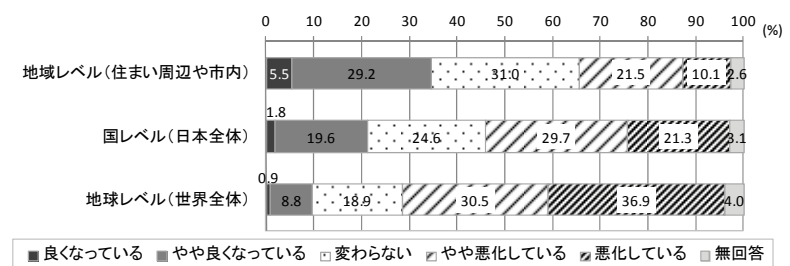


図 近年の環境の状況に対する実感 (H15年調査)

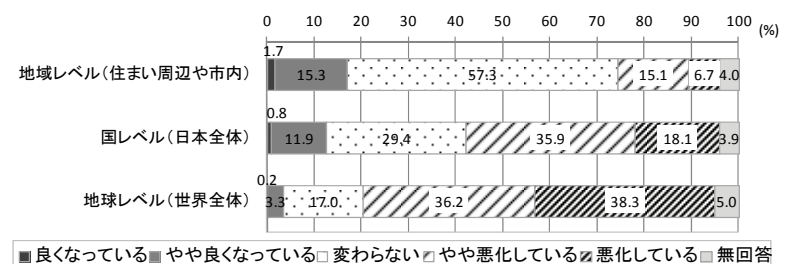


図 近年の環境の状況に対する実感 (国調査)

問2 関心のある環境問題（複数回答）

- 「地球温暖化」が最多の79.7%で、次いで「事故由来放射性物質による環境汚染」が45.6%、「大気汚染」が45.1%、「ヒートアイランド現象」が41.9%、「黄砂」が40.4%である。
- H15年調査より、「野生生物や希少な動植物の減少」「大気汚染」が8ポイント以上増加した。逆に「オゾン層の破壊」「酸性雨」「水質汚濁」「不法投棄など廃棄物の不適正処理」「廃棄物の最終処分場のひっ迫」「有害な化学物質による環境汚染」「環境ホルモンの生物への影響」は、10ポイント以上低下した。

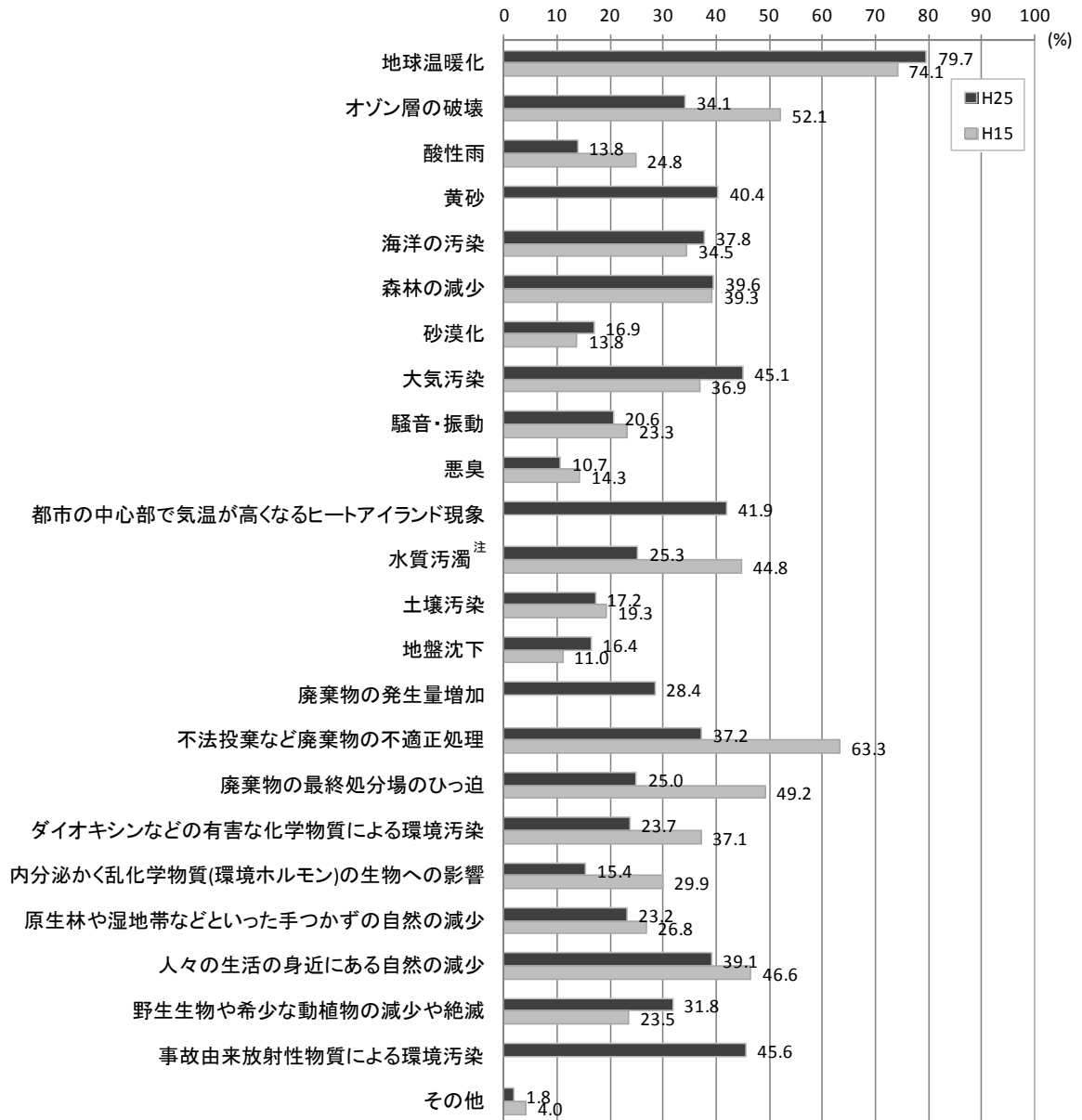


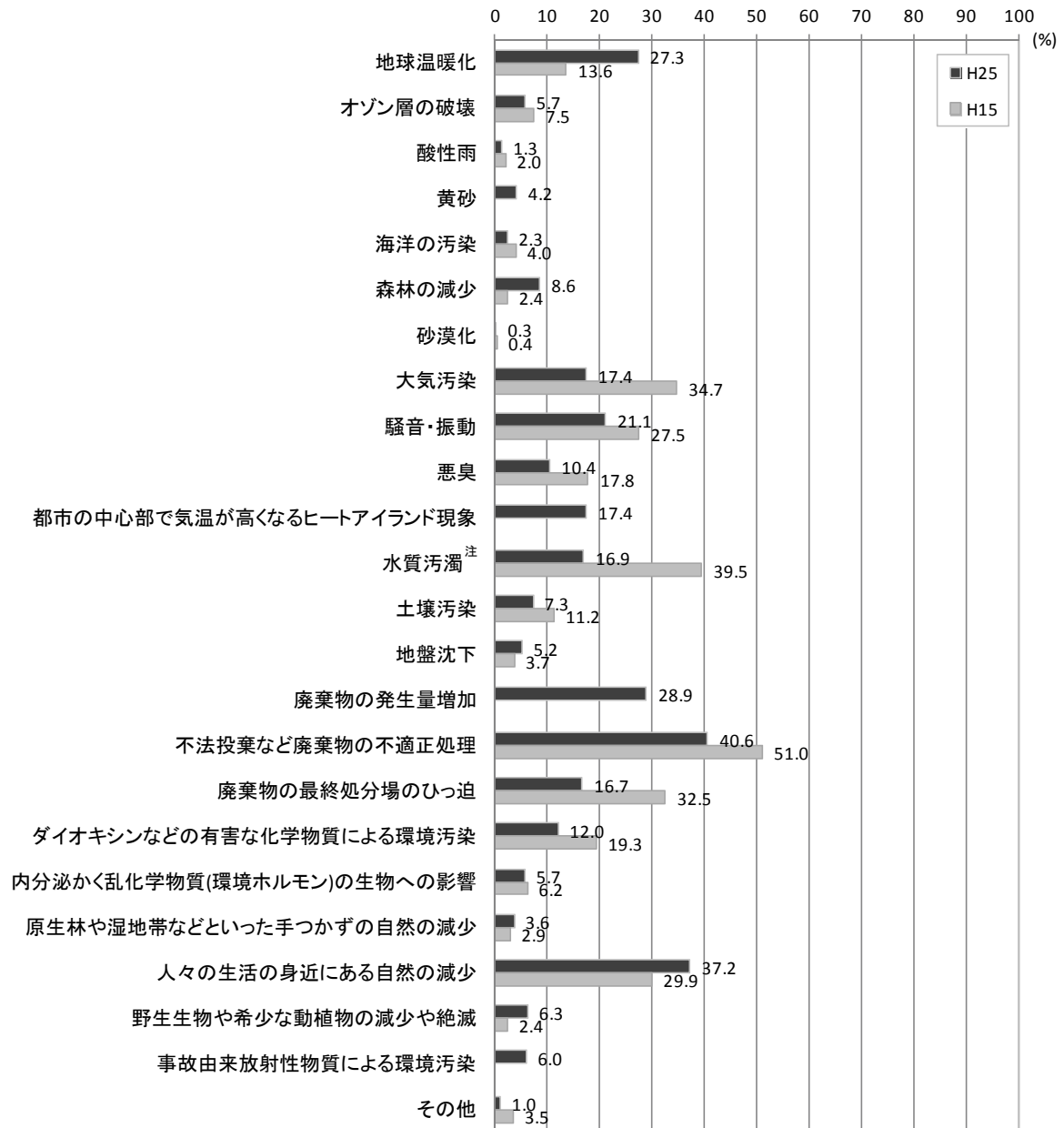
図 関心のある環境問題

注：H15年調査については、「家庭、工場排水などによる水質汚濁」と「河川、湖沼、内湾などの汚濁」の平均値

問3 市が重点的に取り組むべきだと思う環境問題（複数回答）

○「不法投棄など廃棄物の不適正処理」が最多の40.6%である。次いで「人々の生活の身近にある自然の減少」が37.2%、「廃棄物の発生量増加」が28.9%である。

○H15年調査より「地球温暖化」が13.7ポイント、「人々の生活の身近にある自然の減少」が7.3ポイント増加した。逆に、「大気汚染」「水質汚濁」「廃棄物の不適正処理」「廃棄物の最終処分場のひっ迫」は、10ポイント以上低下した。



注：H15年調査については、「家庭、工場排水などによる水質汚濁」と「河川、湖沼、内湾などの汚濁」の平均値

図 市が重点的に取り組むべきだと思う環境問題

【環境の保全に関する市の取組について】

問4 市の取組に対する満足度と重要度（単一回答）

○満足度も重要度も高かったのは、「水環境の保全、下水道対策等の推進」「循環型社会の構築」「廃棄物の適正処理の推進」「大気環境の保全」である。

○満足度も重要度も低かったのは、「エネルギー対策の推進」「環境関連の情報発信」である。

○満足度が低く重要度が高かったのは、「まちづくりや交通面における環境配慮」「水辺環境の保全」「緑化の推進」である。

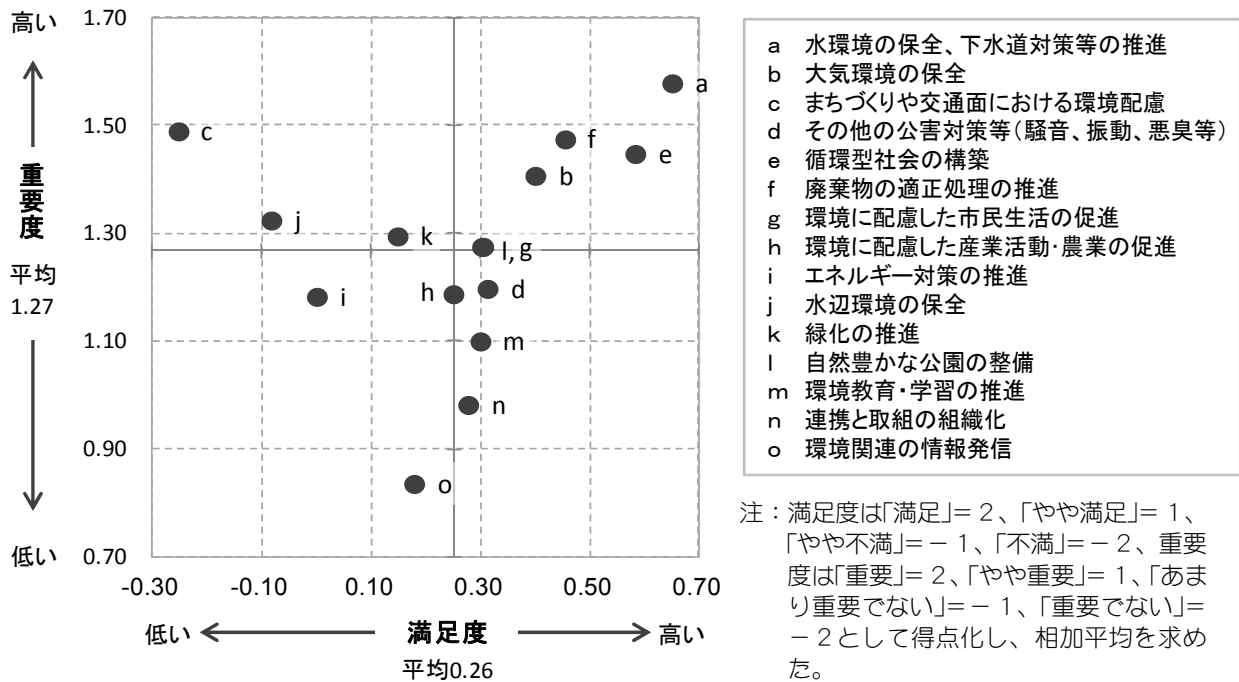


図 環境保全に関する市の取組の評価（満足度と重要度）

【環境問題に対する取組に関する意識について】

問5 環境配慮行動の実施状況（単一回答）

○「いつも行っている」「だいたい行っている」の合計が高いのは、「ごみは地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにしている」の93.2%で、次いで「日常の生活で節電に気をつけている」「日常の生活で節水に気をつけている」「生活排水に気をつけている」が多く、70%前後である。

○グリーン購入（「買い物の時は、製品の成分表示をチェックして選んでいる」「物を買うときは環境への影響を考えてから選択している」など）については、あまり浸透していない。

○環境活動への参加については、全般的に実施率が低い。

○「生活排水に気をつけている」「日常の生活で節水に気をつけている」はH15年調査よりそれぞれ30ポイント、13.6ポイント増加した。

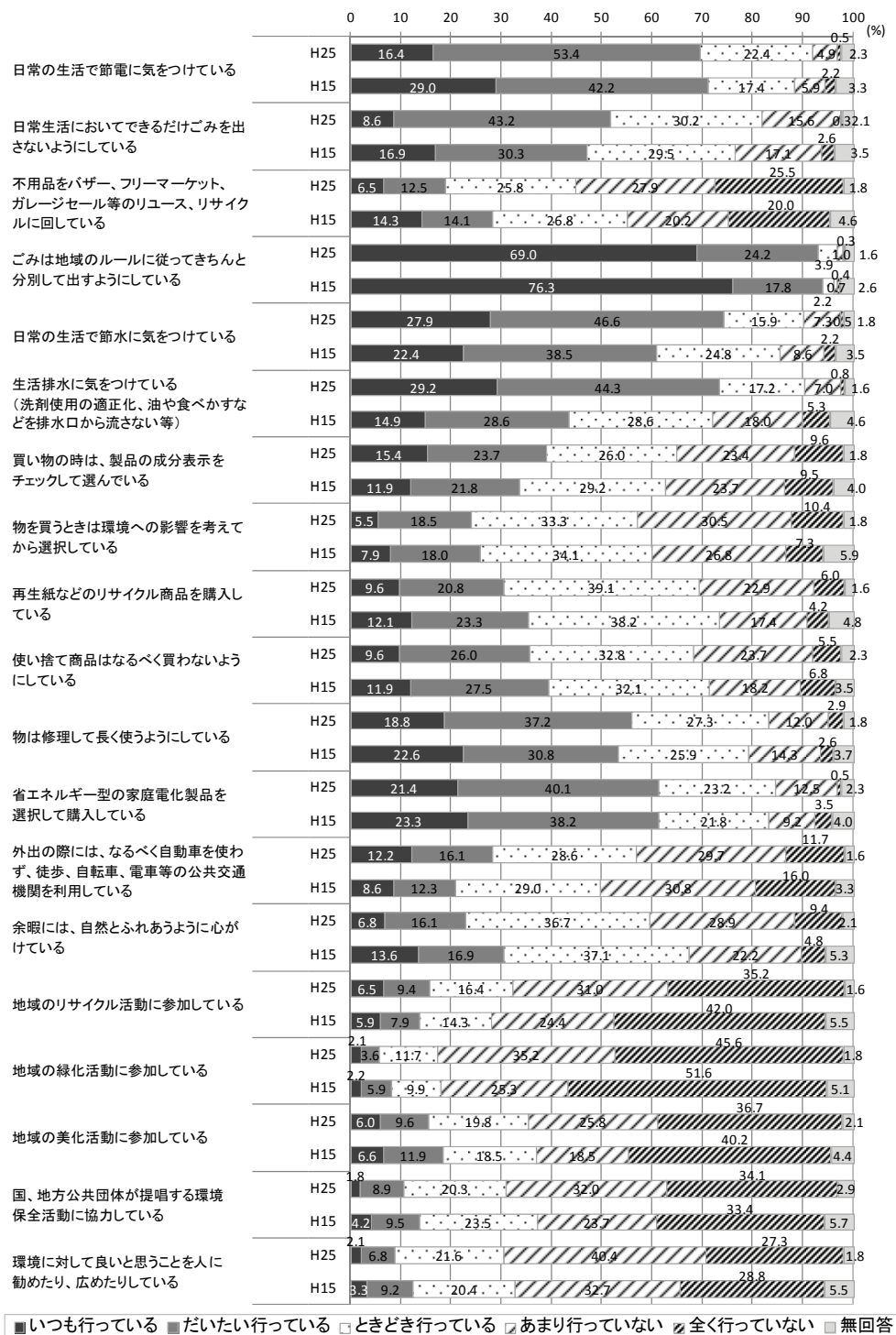
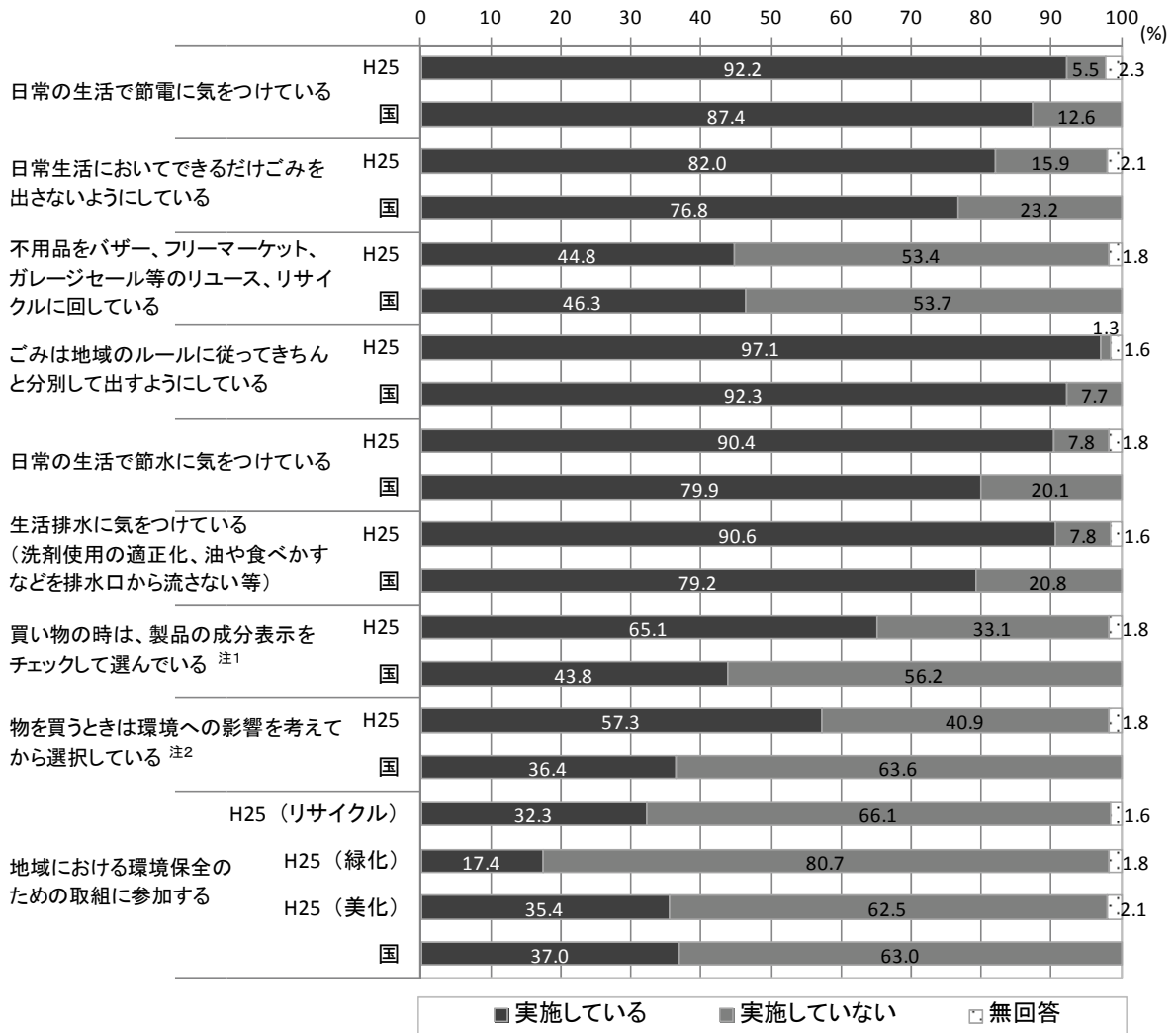


図 環境配慮行動の実施状況（H15年調査との比較）

○各取組を「実施している」割合は、国調査より上回っているものが多く、刈谷市民の意識の高さが伺える。特に、「買い物の際は、製品の成分表示をチェックして選んでいる^{注1}」「物を買うときは環境への影響を考えてから選択している^{注2}」は20ポイント以上、「日常生活で節水に気をつけている」「生活排水に気をつけている」は10ポイント以上、国の調査を上回っている。

注1：国調査は「買い物の際は、製品に含まれる化学物質を成分表示で確認して選んでいる」

注2：国調査は「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択している」



市と国の調査では、実施状況の選択肢が異なるため、以下の区分で再集計を行った。
 (市) 実施している = 「いつも行っている」「だいたい行っている」「ときどき行っている」の合計
 実施していない = 「あまり行っていない」「全く行っていない」の合計
 (国) 実施している = 「すでに行っており、今後も引き続き行いたいと思う」「すでに行っているが、今後はあまり行いたいと思わない」の合計
 実施していない = 「これまで行ったことはないが、今後は行いたいと思う」「これまでに行ったことはなく、今後は行いたいと思わない」の合計

図 環境配慮行動の実施状況〈国調査との比較〉

問6 環境配慮行動に積極的に取り組むための方策（複数回答）

- 「大気・水質浄化の状況など、取り組んだ行動の環境保全効果がはっきり分かること」「省エネによる光熱費節約やエコポイントの獲得など、直接的なメリットがあること」が高く、それぞれ52.3%、52.1%である。
- 「補助金など、支援制度が使えること」はH15年調査より18.9ポイント増加した。

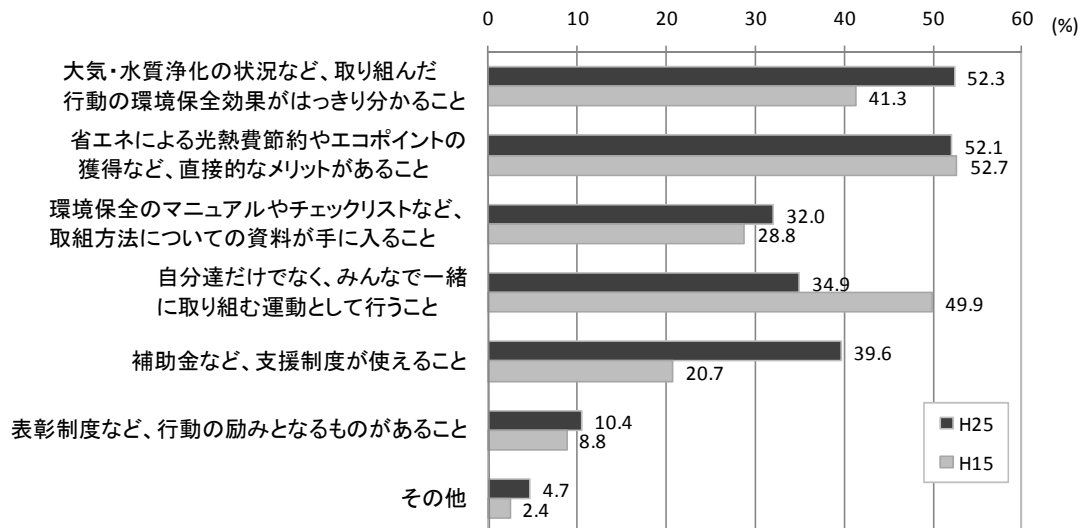


図 環境配慮行動に積極的に取り組むための方策

問7 環境を守る上で最も重要な役割を担う主体（単一回答）

- 「市民」が最多の53.6%である。
- 「市民」の回答割合はH15年調査より12.9ポイント増加し、国調査より8.0ポイント上回っており、市民の役割が重要であるとの認識が強い。

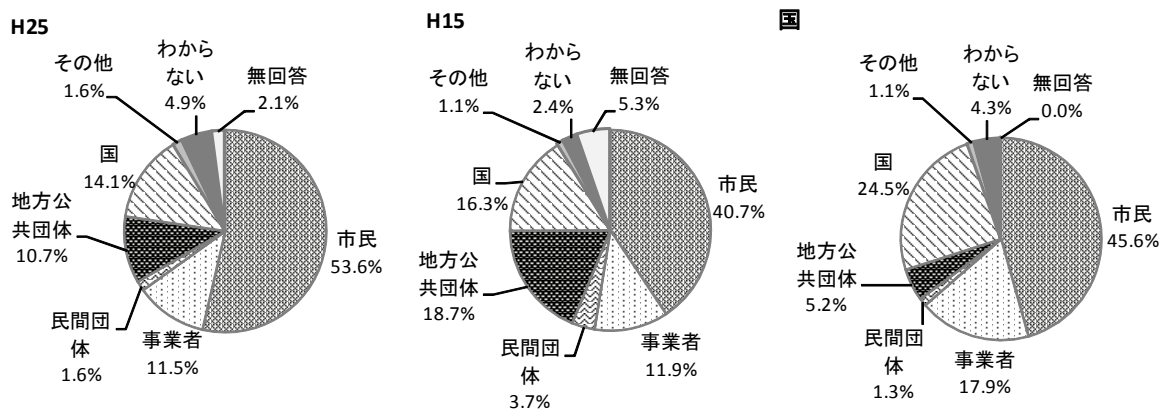


図 環境を守る上で最も重要な役割を担う主体

問8 環境保全活動への参加経験と今後の参加意向（複数回答）

○「取り組んだことがある」が25.3%であり、H15年調査より9.3ポイント増加し、取組が進んでいる。

○今後「取り組みたい」は58.6%であり、まだ取り組んでいない人も、今後取り組みたいとの意向があり、活動する場の提供を行うことが重要である。

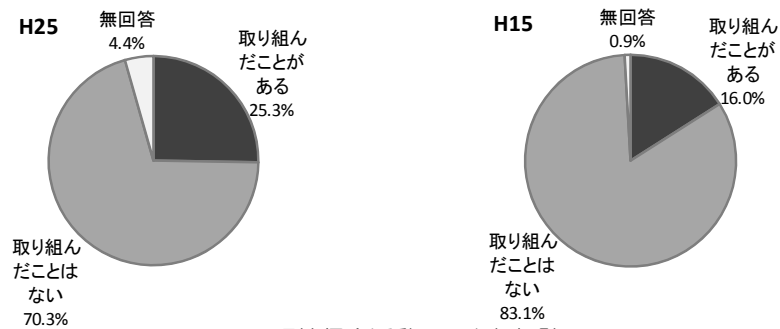


図 環境保全活動への参加経験

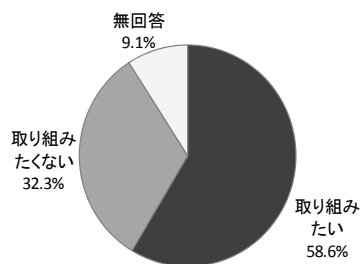


図 環境保全活動への今後の参加意向

○参加経験がある割合が高い活動領域は「リサイクル・廃棄物」の70.1%で、H15年調査より19.4ポイント増加した。

○今後参加したい割合が高い活動領域は「リサイクル・廃棄物」「森林の保全・緑化」「自然保護」「消費・生活」であり、身近な廃棄物や自然に関わりたいとの意向が高くなっている。

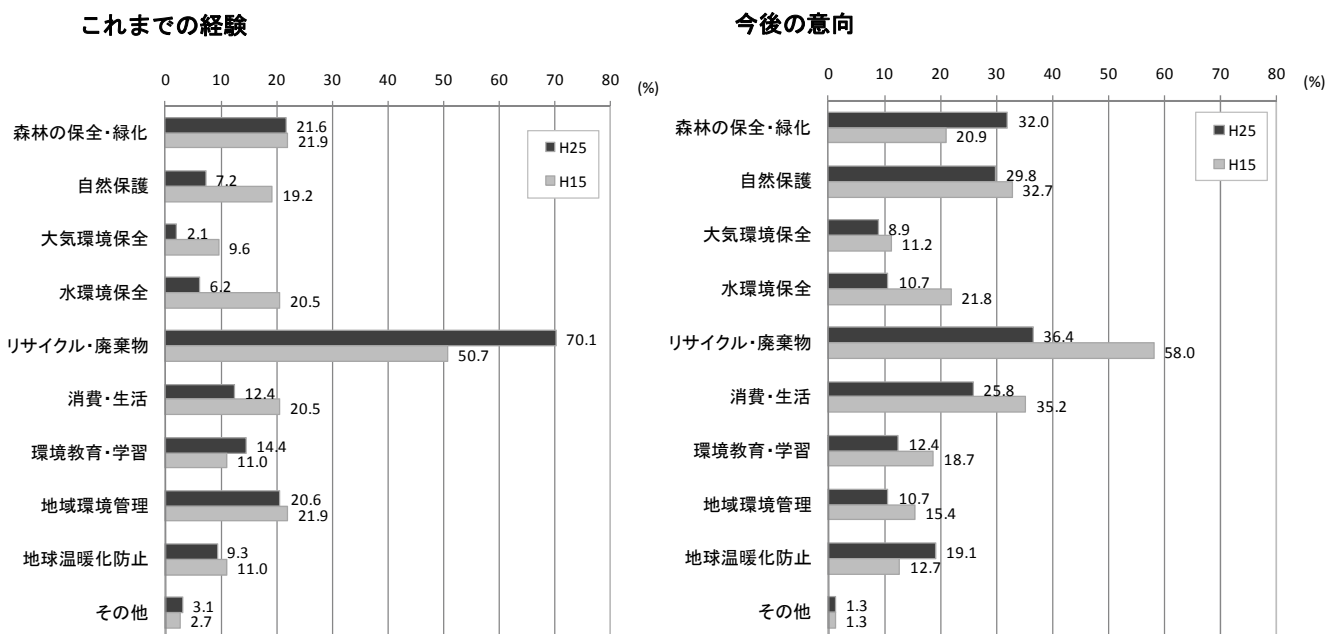


図 参加経験のある活動領域と今後参加したい活動領域

問9 環境問題に対する考えや意見（単一回答）

- 「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」は、「大変そう思う」の割合が65.9%で、国調査を26.8ポイント上回っており、個人の取組が重要であるとの認識が強い。
- 「環境に配慮した製品やサービスを選ぶことは重要である」は、「大変そう思う」の割合が国調査を18.9ポイント上回っている。
- 「環境保全の取組を進めることは経済の発展につながる」は、国調査と同様、他の項目より「大変そう思う」「ややそう思う」の合計が若干低かった。

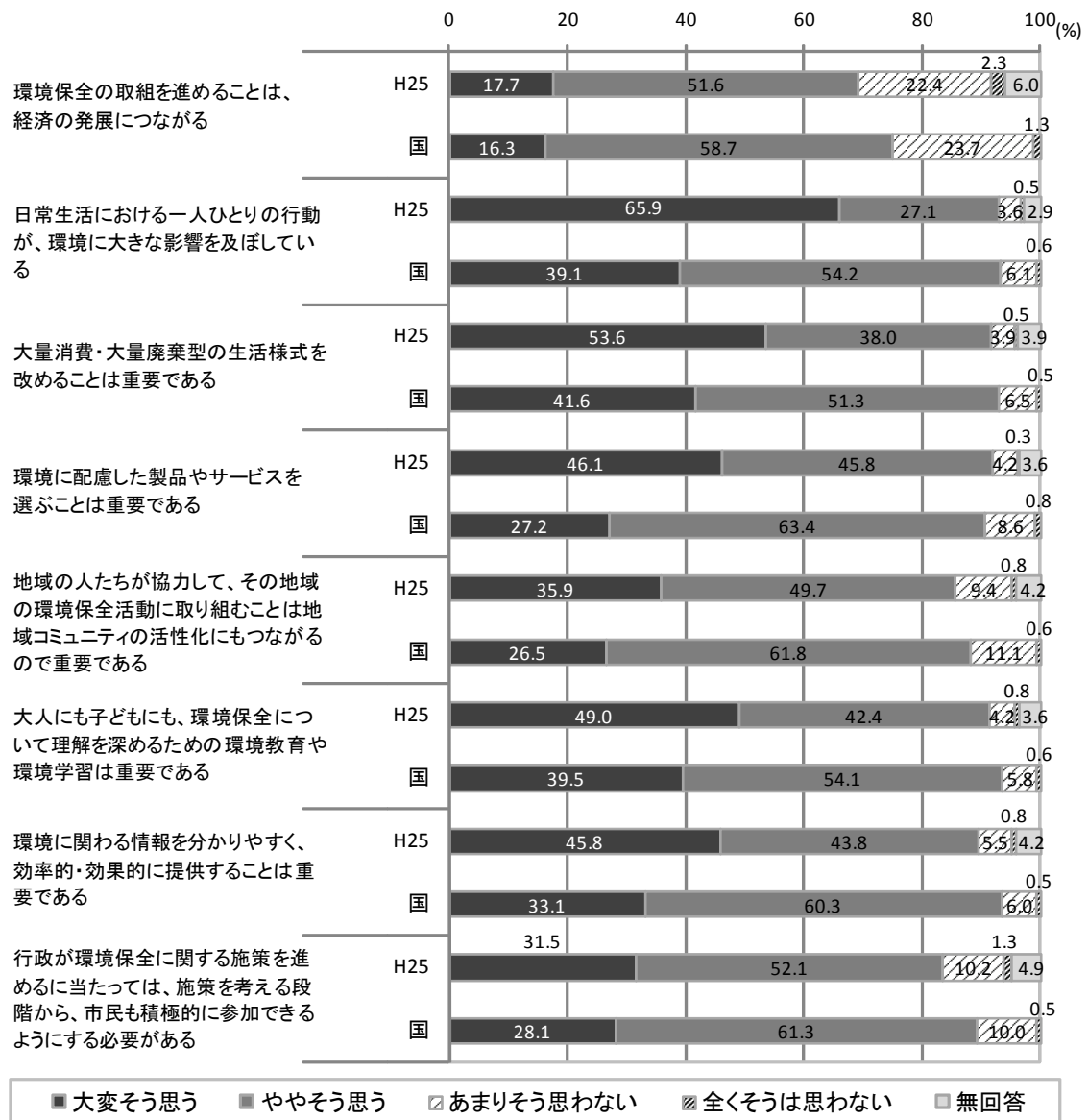


図 環境問題に対する考えや意見

【今後の刈谷市の環境について】

問 10 環境分野における刈谷市の将来像（3つまでの複数回答）

○どんなまちになるとよいかについては、「不法投棄やポイ捨てのない美しいまち」が最多で、43.2%である。

○次いで、「川や池がきれいなまち」「空気がきれいなまち」「緑が豊かなまち」が多く、それぞれ39.6%、36.5%、35.7%である。

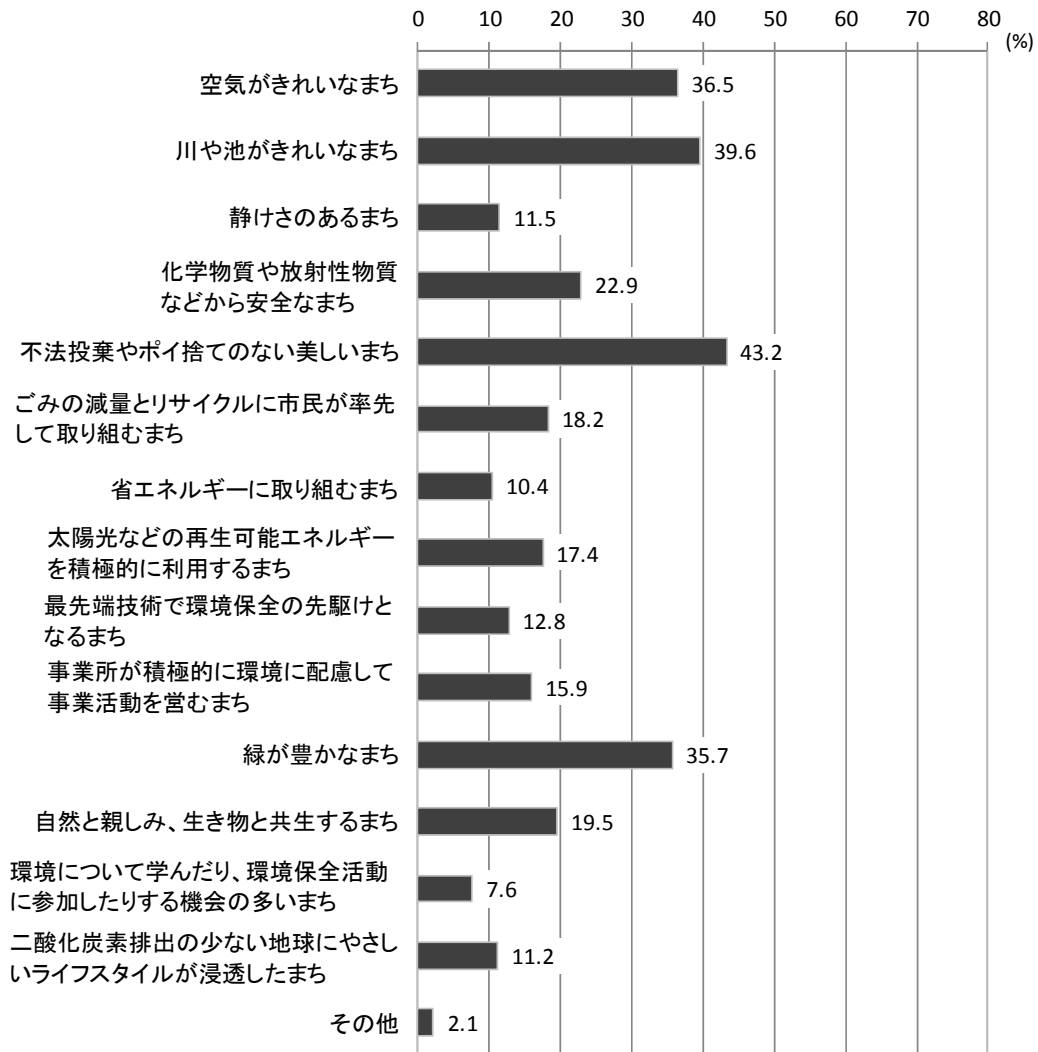


図 環境分野における刈谷市の将来像

【市へのご意見・ご要望など】

問 11 市の環境について日頃感じていること、市の環境行政に対する意見・要望など（自由記述）

（省略）

3) 市民アンケート結果のまとめ

【環境に関する意識や関心】

- 国レベルや地球レベルに比べ、地域レベルの環境が良くなってきていると感じている市民が多い。
- 近年注目され話題となることが多く、実生活にも影響があったと思われる環境問題（地球温暖化、放射性物質、大気汚染、ヒートアイランド、黄砂）に対する関心が高い。
- 地球温暖化に対する関心は非常に高いが、まず市が重点的に取り組むべきと考えられているのは、生活により密接に関連した廃棄物問題（不法投棄、廃棄物量の増加）と身近な自然の減少に関する問題であり、次に地球温暖化問題である。

【環境の保全に関する市の取組】

- 施策の重要性が十分認識され、取組にも満足されているのは、水環境保全・下水道対策、循環型社会の構築、廃棄物の適正処理、大気環境保全である。
- 施策の重要性は認識されているが、取組の更なる推進や改善が必要とされているのは、まちづくりや交通面での環境配慮、水辺環境の保全、緑化の推進である。
- 施策の重要性が十分認識されておらず、取組の更なる推進や改善も必要とされているのは、エネルギー対策と環境関連の情報発信である。

【環境問題に対する取組に関する意識】

- 環境配慮行動の実施状況が良いのは、ごみの分別、節電、節水、生活排水対策である。
- グリーン購入については、あまり浸透していない。
- 特に、実施状況が良くないのは、地域の緑化活動やリサイクル活動、美化活動への参加、行政が提唱する環境保全活動への協力など、他者と関わり合う活動である。
- 環境配慮行動を促すために、行動による環境保全効果が分かること、費用・エコポイント等の直接的なメリットがあること等が求められている。補助金等の支援制度の必要性も高まっている。
- 環境保全活動への参加は進みつつあり、今後の取組意向も高いと言える。活動領域は、従来はリサイクル・廃棄物関連が多かったが、自然保護、森林保全・緑化、消費・生活等への活動ニーズも高い。
- 環境保全で重要な役割を担うのが「市民」であるとの認識が強くなっている。
- 各自の行動が環境に影響を及ぼすという認識が強い。

【今後の刈谷市の環境】

- ごみのない美しいまち、川・池・空気・緑といった自然が豊かなまちを望む意見が多い。

(2) 事業者アンケート調査

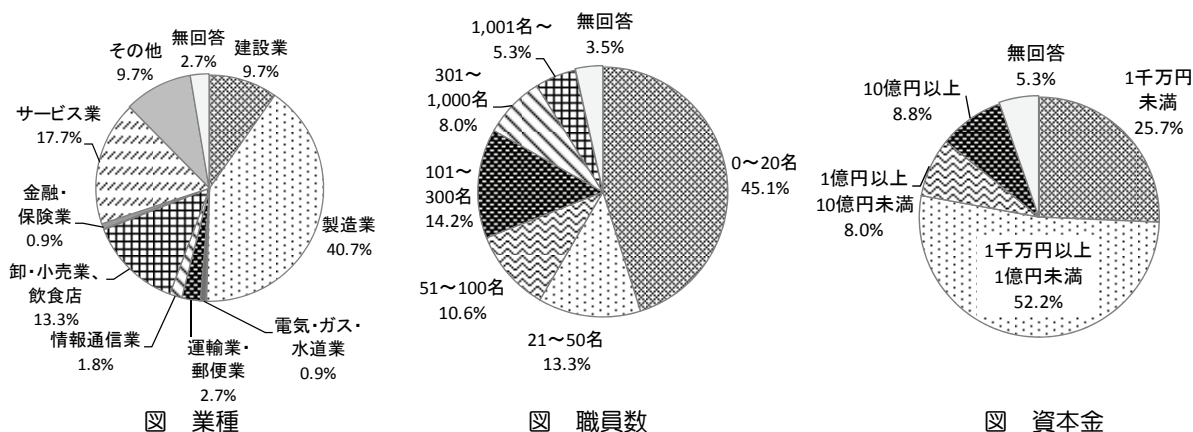
1) 調査概要

調査対象者 : 市内に拠点を置く事業者 300 社 (団体)

調査方法と期間 : 郵送配布し、平成 25 年 9 月 9 日～10 月 2 日を回答期間として郵送回収により実施。

回収結果 : 113 通 (回収率 37.7%)、H 15 年調査 (第 1 次計画策定時)、国調査 (平成 23 年度 環境にやさしい企業行動調査) より中小規模の事業者が多い注。

注 : 職員数 20 名以下の事業者の割合 : H 15 年調査は 27.4%、H 25 年調査は 45.1%
国調査は 500 人未満の事業者が 10.4%、H 25 年の調査は 300 人未満が 83.2%



2) 調査結果

【環境に配慮した取組の実施状況】

問 1 環境問題や環境配慮の取組が及ぼす影響 (複数回答)

○「事業活動の制約となるが、将来的には必須条件であり取り組まざるを得ない」が最多の 57.5%、次いで「コストを引き上げる要因となるが、将来的には競争力を増していく」が 37.2%である。いずれも H 15 年調査より若干減少したが、傾向としては、H 15 年調査と同様であった。

○H 15 年調査同様、義務的に取り組む事業者が多いが、ビジネスチャンスと捉えている事業者もいる。

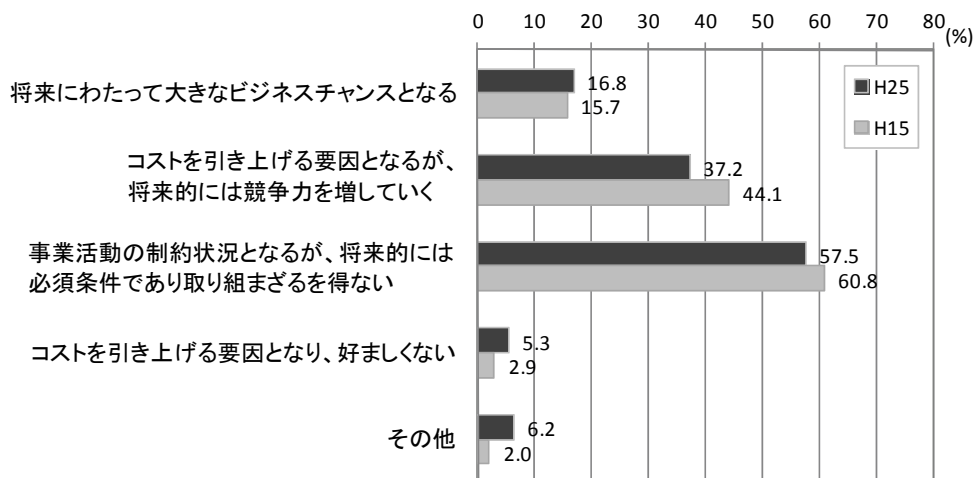


図 環境問題や環境保全への取組が事業へ及ぼす影響

問2 環境保全活動の実施状況（単一回答）

- 「既に実施している」が多かったのは、「地域の美化運動への参加」「所有地の緑化」「職員の環境教育、環境保全活動等」で40%以上を占める。
- 「既に実施している」がH15年調査より大きく増加したのは、「地域の美化運動への参加」「所有地の緑化」「環境報告書の作成・公表」で、それぞれ11.4ポイント、9.8ポイント、6.4ポイント増加した。
- 「行政の環境保全施策への協力」は、「既に実施している」が27.4%で、H15年調査より若干増加した。
- CSR活動としての環境への取組は進んでいるが、環境ビジネスという面での取組はまだあまり進んでいない。

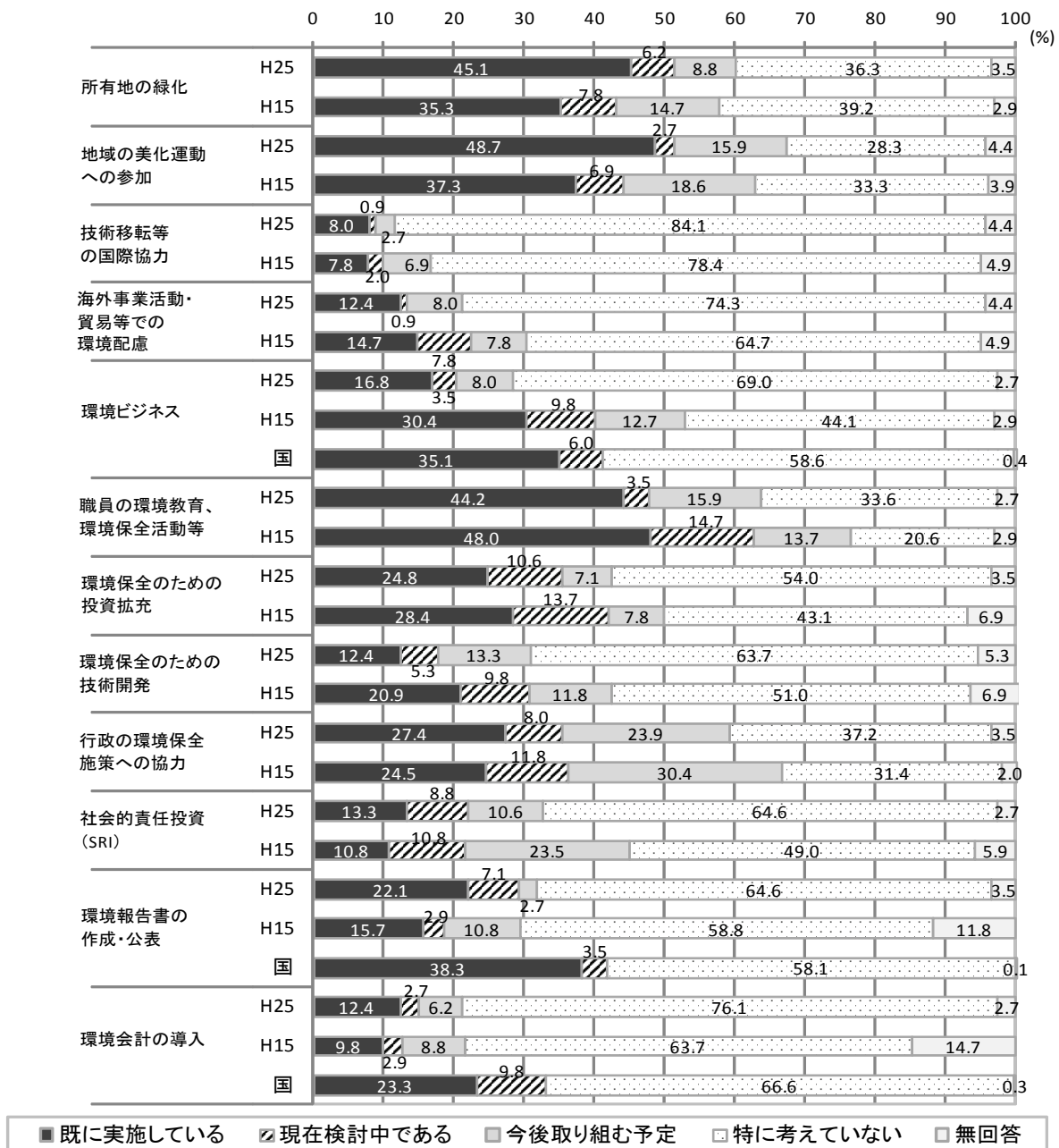


図 環境保全活動の実施状況

問3 環境ビジネスに取り組む上での課題（複数回答）（問2の環境ビジネスで特に「考えていない」以外を選択した事業者のみ）

- 「消費者やユーザーの意識・関心がまだ低い」が最多で、43.8%である。次いで、「技術開発や設備、人材等の経営資源の追加的な投資を考えると、リスクが高い」「アイデアやノウハウが不足している」が多い。
- 国の調査と比較すると、「現状の市場規模では採算が合わない」、「行政の支援が十分でない」との回答が少ない。

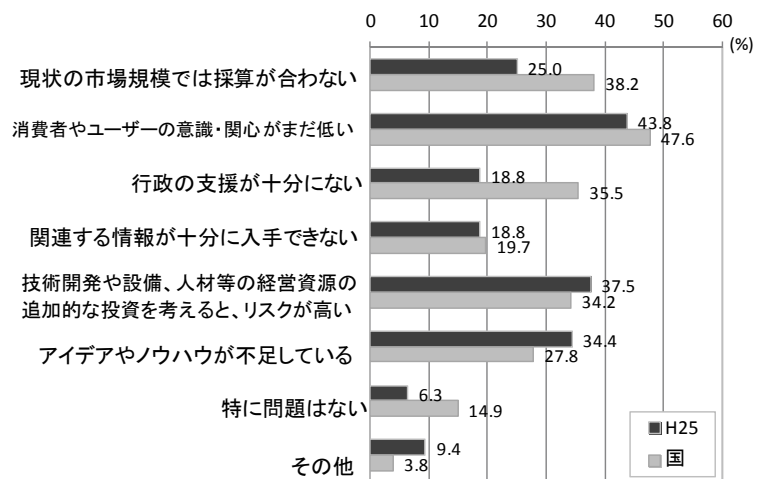


図 環境ビジネスに取り組む上での課題

問4 環境マネジメントシステムの構築等の取組（単一回答）

- ISO14001 認証取得について「既に実施している」は 45.1%で、H15年調査より 2.9ポイント増加したが、国調査と比較すると 16.6ポイント下回っている。（H25年調査は、国調査よりも中小規模の事業者が多いことに留意する必要がある。）

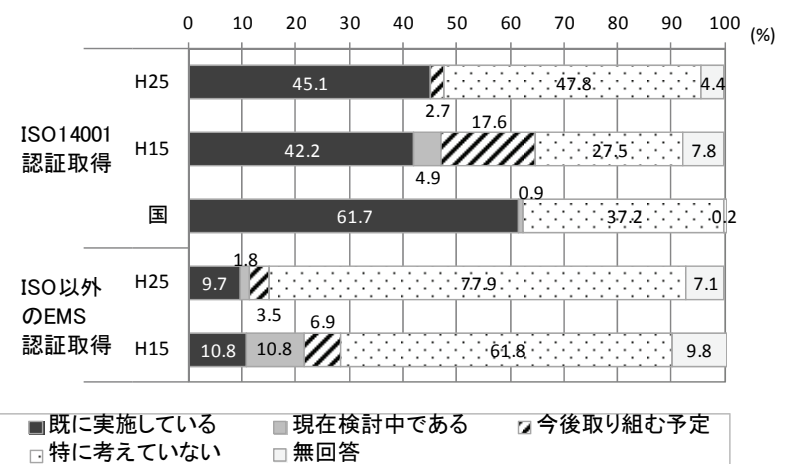


図 環境マネジメントシステムの構築等の取組

- ISO 以外の環境マネジメントシステムの導入については、「既に実施している」は 9.7%で、H15年調査とほぼ同様であった。
- ISO14001 認証取得は、資本金額が大きいほど「既に実施している」の割合が高く、資本金1億円以上では 80%前後を占める。

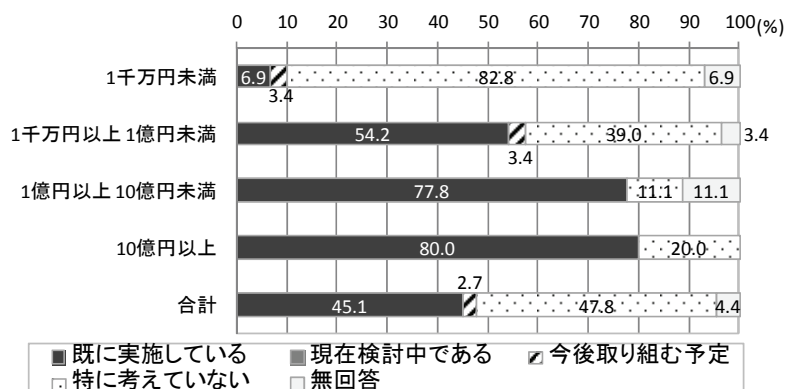


図 ISO14001 の資本金別の認証取得状況

問5 事業エリア内における環境負荷データの把握（単一回答）

○環境負荷データを把握している事業者は、46.9%であり、国調査を16.8ポイント上回っている。

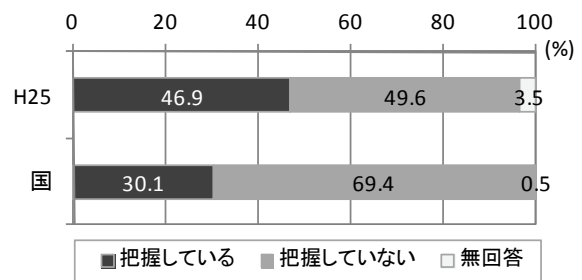


図 環境負荷データの把握状況

問6 把握している環境負荷データの種類（複数回答）（問5で「把握している」を選択した事業者のみ）

○把握している環境負荷データは、「廃棄物等総排出量」が最多の90.6%で、国調査を26.1ポイント上回っている。次いで「総エネルギー投入量またはエネルギー効率」「温室効果ガス排出量(総量)」が多く、50%強である。

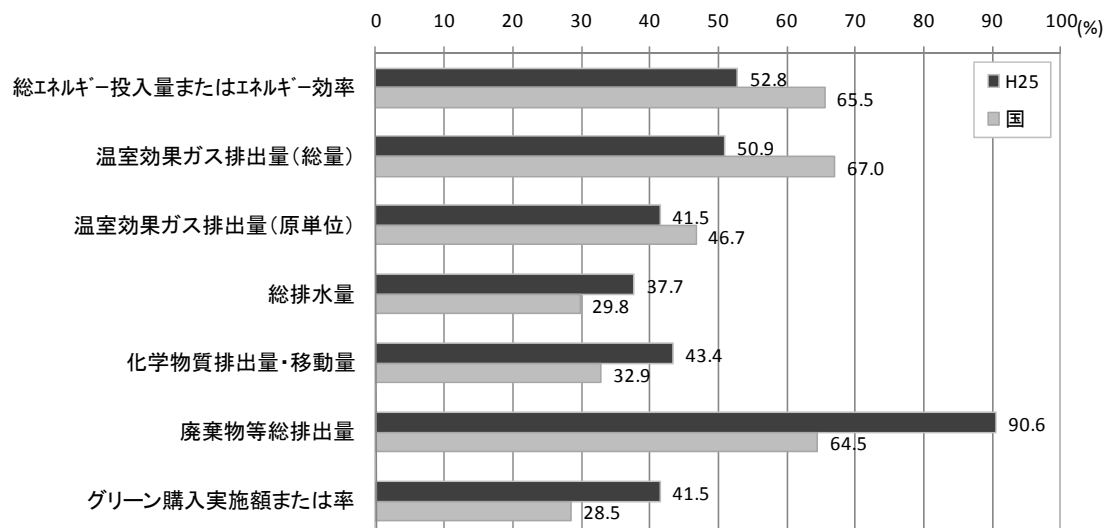


図 把握している環境負荷データの内容

問7 環境負荷に関する行政・市民等への情報提供の実施状況（単一回答）

○環境負荷に関して「情報提供を積極的に行っている」は23.9%であり、H15年調査より若干増加したが、逆に「情報提供を行う必要はないと考えている」は37.2%であり、H15年調査より9.7ポイント増加した。これは、H25年の調査は中小企業の割合が多かったことが大きく影響していると考えられる。

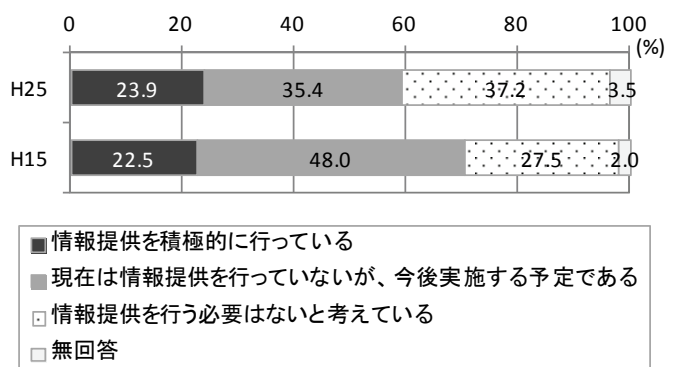


図 環境負荷に関する行政・市民等への情報提供の実施状況

問8 地域における環境保全活動の参加経験と今後の意向（複数回答）

○参加経験がある割合が高い活動領域は「リサイクル・廃棄物」の62.8%で、次いで「地球温暖化防止」「環境教育・学習」が高い。

○今後取り組みたい割合が高い活動領域は、「リサイクル・廃棄物」が31.0%で、次いで「地球温暖化防止」「自然保護」「地域環境管理」が高い。

○これまでに取り組んだ活動内容、今後取り組みたい活動内容については、いずれも「環境保全に関する組織・会合への参加」が最多で、次いで「環境保全活動に対する人的支援」「環境保全活動に対する費用の支援（寄付等）」となっており、費用や人的な支援にも協力的な姿勢が見られる。

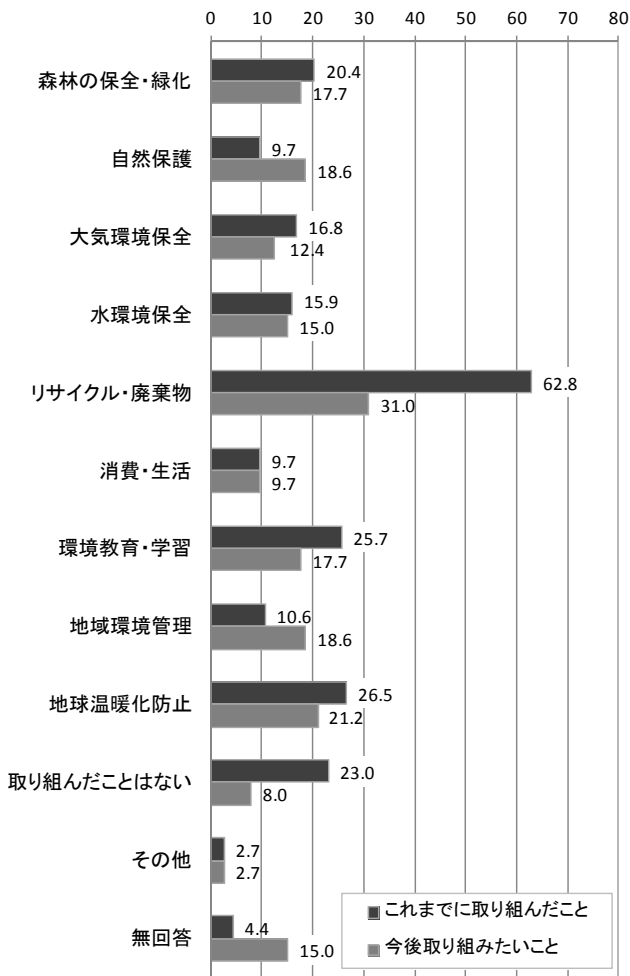


図 事業所外の地域における環境保全活動の活動領域

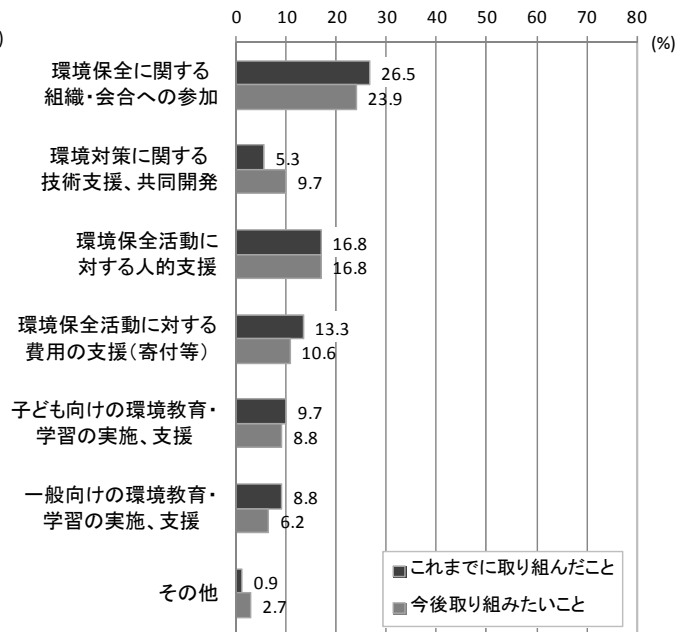


図 事業所外の地域における環境保全活動の活動内容

問9 環境を守る上で最も重要な役割を担う主体（単一回答）

- 「市民」が最多の36.3%である。
- 次いで多かったのは「事業者」の25.7%であり、事業者としての役割の重要性の自覚は一定程度ある。
- 「地方公共団体」の回答割合はH15年調査より7.5ポイント減少した。

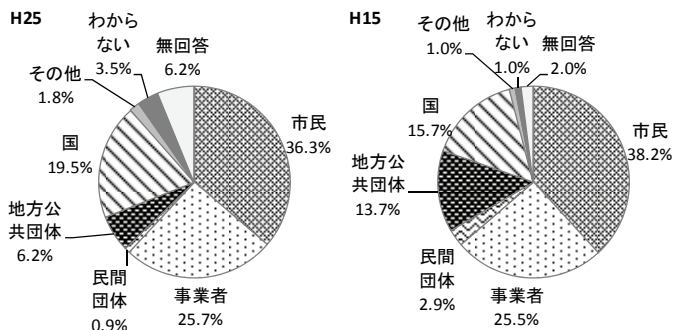


図 環境を守る上で最も重要な役割を担う主体

問10 環境保護団体や地域の団体の環境保全活動等への参加・協力の経験（単一回答）

- 環境保全活動へ参加・協力したことがある事業者は28.3%であり、H15年調査と同程度であった。
- 環境保全活動へ参加・協力したことがある事業者は、資本金10億円未満では20%強であるが、10億円以上では60.0%である。

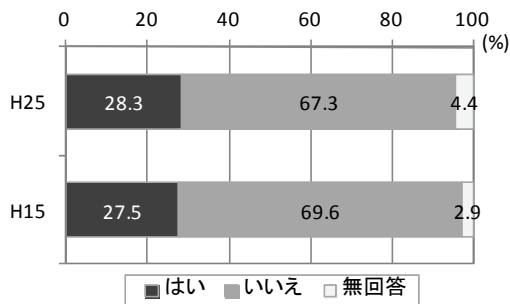


図 環境保全活動への参加・協力状況
〈H15年調査との比較〉

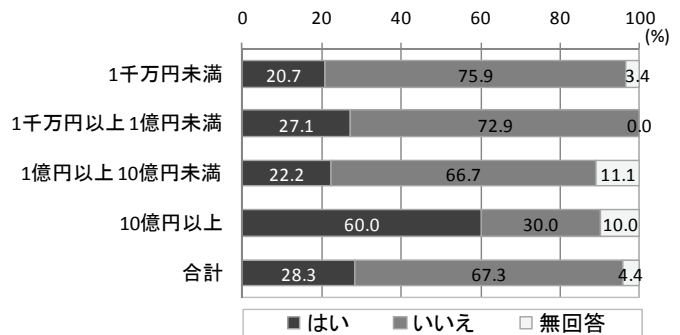


図 環境保全活動への参加・協力状況
〈資本金別〉

問11 環境保護団体や地域の団体で行った活動や行動の内容（複数回答）（問10で「はい」を選択した事業者のみ）

- 活動したことがある環境保全活動等は、「団体が主催する、環境保全に関わる講習会やイベントに参加したことがある」が最多で、56.3%である。

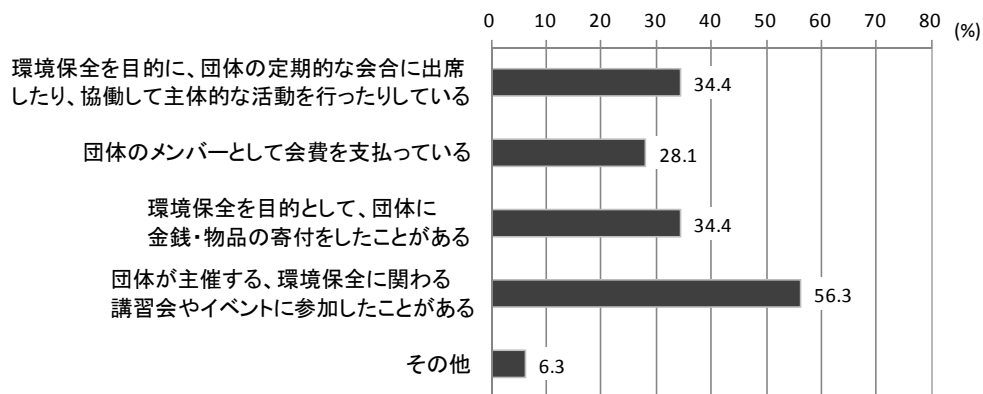


図 環境保全活動への取り組み状況

問12 事業活動の一環または社会貢献活動として環境のために取り組んでいること（自由記述）

（省略）

【今後の刈谷市の環境】

問 13 環境分野における刈谷市の将来像（3つまでの複数回答）

- 「不法投棄やポイ捨てのない美しいまち」が最多で、47.8%である。
- 次いで、「川や池がきれいなまち」「緑が豊かなまち」が多く、それぞれ 35.4%、28.3%である。
- 市民アンケートと同様、目に見える、身近な環境がきれいなまちが、多い傾向にある。

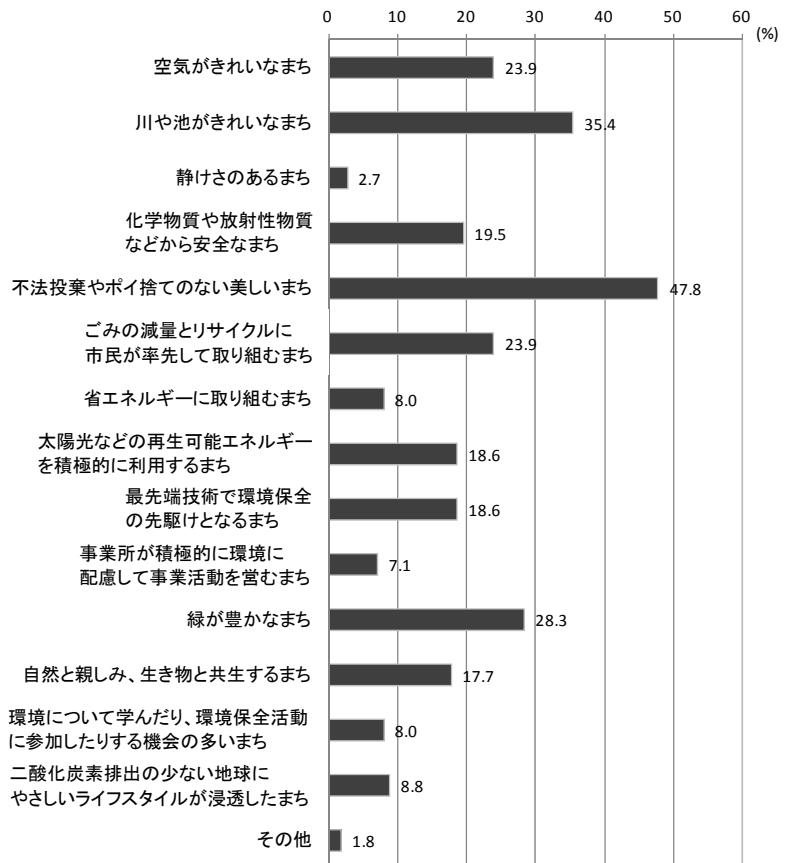


図 環境分野における刈谷市の将来像

問 14 環境保全活動に積極的に取り組んでいくための方策（複数回答）

- 「それぞれの行動による環境保全効果が目に見える形でわかること」が最多で、53.1%である。
- 次いで「補助金など、支援制度が使えること」「それぞれの行動によるコストダウンなど直接的効果が目に見える形でわかること」が多く、それぞれ 37.2%、34.5%である。

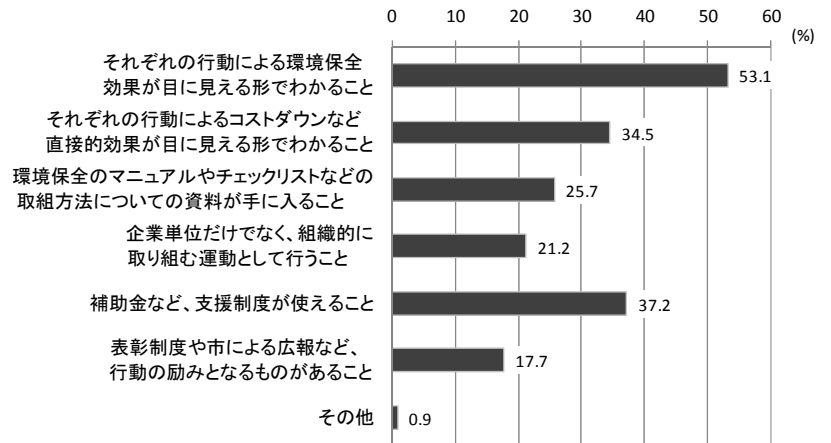


図 環境保全活動に積極的に取り組む方策

【市へのご意見・ご要望など】

- 問 15 市の環境について日頃感じていること、市の環境行政に対する意見・要望など（自由記述）
（省略）

3) 事業者アンケート結果のまとめ

【環境に配慮した取組の実施状況】

- 環境問題や環境配慮の取組は、将来のために義務的に取り組まざるを得ないと考える事業者が半数以上を占めるが、ビジネスチャンスと捉えている事業者もいる。
- 実施率が高い環境保全活動は、地域の美化活動、所有地の緑化、職員の環境教育で、美化や緑化を行う事業者が増加している。職員による事業所周辺の自主的な清掃活動が多く、中には地域で行われる清掃活動に参加している事業者もみられる。
- 環境ビジネスの課題には、消費者の関心の低さ、リスクの高さ、ノウハウ・人材不足が挙げられている。
- ISO14001の認証取得は少しずつ進んでいるが、ほとんどが資本金1億円以上の大企業であり、ISO以外の環境マネジメントシステムも含め、中小企業での導入が進んでいない。
- 廃棄物の総排出量等の環境負荷情報を把握している事業者は、全国平均よりは多いが、情報提供はまだ十分進んでいない。
- 事業所外での環境保全活動は大幅に進みつつあり、リサイクル・廃棄物、地球温暖化防止、環境教育の領域における活動経験が多い。従来よりも今後は取り組まれていくと考えられるのは自然保護、地域環境管理の領域である。
- 環境保全で重要な役割を担うのが「市民」であるとの回答が多い。
- 環境保護団体や地域の団体の活動への参加・協力は伸び悩んでおり、資本金10億円以上の企業では比較的取り組まれているが、中小企業では少ない。内容としては、講習会やイベントへの参加が多い。

【今後の刈谷市の環境】

- 市民アンケートと同様に、ごみのない美しいまちであり、川・池・緑が豊かなまちを望む意見が多い。
- 環境保全に積極的に取り組むために、行動による効果の明確化や、活動を支援する制度を設けるといった取組が有効である。

3 刈谷市環境基本条例・環境審議会規則

(1) 刈谷市環境基本条例

平成 16 年 3 月 26 日

条例第 10 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本施策（第 7 条—第 10 条）

第 3 章 推進施策（第 11 条—第 19 条）

第 4 章 環境審議会（第 20 条）

附則

私たちの刈谷市は、カキツバタの咲く美しい自然と長い歴史の中で、多くの人々のたゆみない努力によって産業と文化をはぐくみ、中部圏を代表する産業都市として今日まで発展してきた。

しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境に大きな負荷をかけ、地球環境にまで影響を及ぼしてきている。

もとより良好な生活環境を享受することは、市民の基本的な権利であり、健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を保全し、創造していくことは、私たちの責務である。

このような認識のもと私たちは、人と自然が調和する環境づくりに積極的に参画し、市、市民及び事業者が協働して、良好な環境を守り、育て、創造していくことによる持続的な発展が可能な社会の実現に向けて、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む良好な環境を確保しつつ、将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が調和し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、すべての者が協働することによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の重要課題であるとともに、日常の生活活動や事業活動に密接にかかわっていることに考慮して、すべての者の自主的かつ積極的な取組により推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の減量化等を進めることにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動によって生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、資源を循環的に利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、第3条に規定する基本理念に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、刈谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第20条に規定する刈谷市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(他の施策との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、当該施策と環境基本計画との整合を図るよう努めるものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 推進施策

(公害の防止等)

第11条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第12条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(循環型社会の形成)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を進めるとともに、エネルギー及び資源の有効利用を図ることができる循環型社会の形成のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市、市民及び事業者は、環境への負荷の低減に資する物品等の利用に努めるものとする。

(自然環境の保全及び創造)

第14条 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、及び創造するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球の温暖化等の防止)

第15条 市は、地球の温暖化等を防止するため、その原因となる二酸化炭素を始めとする物質の排出量を削減するための施策の推進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造について理解を深めるため、学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第17条 市は、市民等が自ら行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

第4章 環境審議会

(刈谷市環境審議会)

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、刈谷市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 事業者又は各種団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正)

2 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第42号を第43号とし、第41号の次に次の1号を加える。

(42) 環境審議会委員 日額 6,400円

第4条第2項ただし書中「第2条第1項第42号」を「第2条第1項第43号」に改める。

(2) 刈谷市環境審議会規則

平成 16 年 3 月 26 日
規則第 13 号

改正
平成 20 年 3 月 31 日規則第 19 号
平成 24 年 3 月 27 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、刈谷市環境基本条例（平成 16 年条例第 10 号）第 20 条第 7 項の規定に基づき、刈谷市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、経済環境部環境推進課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 19 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日規則第 6 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

4 解説用語索引

B

| | |
|--------------------------|----|
| B D F | 36 |
| B E M S | 33 |
| B O D (生物化学的酸素要求量) | 12 |

C

| | |
|------------------------|----|
| C A S B E E あいち | 42 |
| C O D (化学的酸素要求量) | 12 |
| C S R | 39 |

H

| | |
|---------------|----|
| H E M S | 27 |
|---------------|----|

I

| | |
|--------------------------------|---|
| I P C C (気候変動に関する政府間パネル) | 5 |
|--------------------------------|---|

あ

| | |
|---------------------|--------|
| あいくる材 | 42 |
| エコドライブ | 28 |
| エコポイント | 18, 27 |
| エコモビリティネットワーク | 24 |
| エコライフデー | 27 |

か

| | |
|--------------------|----|
| 刈谷生きがい楽農センター | 47 |
| かりや衣浦つながるねット | 52 |
| 環境家計簿 | 27 |
| 環境基準 | 12 |
| 環境ビジネス | 19 |
| 環境フェア | 50 |
| 環境保全協定 | 39 |
| 環境マネジメントシステム | 19 |
| クリーンカレンダー | 30 |
| 下水道普及率 | 15 |
| 元気な地域応援交付金 | 52 |
| 光化学オキシダント | 12 |
| ごみ散乱防止推進員 | 31 |
| ごみ分別収集協力報償金 | 30 |

さ

| | |
|-----------------------------|----|
| 資源回収奨励報償金 | 30 |
| 持続可能な開発のための教育 (E S D) | 5 |
| 市民活動支援基金 (かりや夢ファンド) | 52 |
| 住宅性能表示制度 | 42 |
| 省エネナビ | 27 |
| 水洗化率 | 15 |
| 生産緑地地区 | 47 |
| 生態系ネットワーク | 46 |
| 生物多様性 | 5 |

た

| | |
|------------------|----|
| 地域環境保全委員 | 31 |
| 地産地消 | 53 |
| 長期優良住宅認定制度 | 41 |
| 低炭素建築物認定制度 | 41 |

な

| | |
|---------------|----|
| 燃料電池自動車 | 29 |
| 農用地区域 | 47 |

は

| | |
|-------------------------------------|----|
| バイオマス | 36 |
| 微小粒子状物質 (P M _{2.5}) | 5 |

や

| | |
|----------------|----|
| ユネスコスクール | 51 |
| 要請限度 | 13 |
| 溶融スラグ | 36 |

わ

| | |
|------------------|----|
| わがまちのしゃべり場 | 52 |
| わがまちのつむぎ場 | 52 |

第2次刈谷市環境基本計画

発行：平成 27 年 3 月

発行者：刈谷市／編集：経済環境部環境推進課

〒448-8501 刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地

TEL：0566-62-1017（直通） FAX：0566-24-3481



キー坊

ラビたん

エピコ

刈谷市環境キャラクター